

## 平成21年度 長野県人権政策審議会議事録

- 1 日 時：平成21年（2009年）11月18日（水）午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所：長野県庁3階 特別会議室
- 3 出席者  
委 員：有吉美知子、岩井まつよ、大西直樹、金早雪、斎藤洋一、関安雄、吉澤小枝  
長野県：企画部長 望月孝光、人権・男女共同参画課長 佐藤守賢、  
人権・男女共同参画課長補佐 蔵之内充 ほか

### 1 開 会

（進行：人権・男女共同参画課 蔵之内課長補佐）

皆様、お忙しい中、ご出席、ありがとうございます。

定刻より若干早いわけでございますけれども、委員の皆様、おそろいでございますので、ただいまから、本年度第1回となります、長野県人権政策審議会を開会させていただきます。

最初に出席状況ですが、皆さんご案内のとおり、3月末で矢崎会長さんが退任されましたので、現在、9名の委員の皆様をお願いしているところでございます。本日は7名の委員の皆様に出席いただいております。審議会条例の規定によりまして、審議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、望月企画部長からごあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

（望月企画部長）

企画部長の望月でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、平成19年12月に知事から、長野県人権政策推進にかかる基本指針について諮問を申し上げて以来、熱心にご検討をいただきまして、この春に答申を頂戴いたしましたことを、改めて御礼申し上げる次第でございます。

それ以降、県におきましては、これからの人権政策推進基本方針を策定すべく作業を進めてまいったところでございますけれども、このたび、お手元でございますように、基本方針の案がまとまりましたので、本日、委員の皆様方にその概要を説明させていただきたいと思っております。

なお、今後の予定でございますけれども、明日から約1カ月間、パブリックコメントを行いまして、県民の皆様方から意見を頂戴した上で、今年度中には基本方針として確定し、県議会に報告してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日は限られた時間でございますが、説明が中心となるわけでございますけれども、委員の皆様方におかれましては、また内容等をじっくりご覧いただきまして、ご意見等がございましたら、パブコメの提出期限12月18日、この辺をめぐりに事務局までご提出いただければ幸いです。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

（進行：人権・男女共同参画課 蔵之内課長補佐）

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず本日も配りした資料としては、次第と配席表です。それから、先に送付させていただいております資料1の長野県人権政策推進基本方針案（概要）、資料2といたしまして、長野県人

権政策推進基本方針案の全文です。それから、資料3としまして、長野県人権政策審議会答申（概要）でございます。不足等ございましたら、申し出ていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは続きまして、本日の日程ですが、審議は3時30分頃をめぐりにお願いしたいと思っております。なお、望月部長は、所用のため、ここで退席させていただきますけれども、よろしくお願ひいたします。

### 3 会議事項

（進行：人権・男女共同参画課 蔵之内課長補佐）

それでは議事に入らせていただきます。審議会の議長は会長が務めるということになっておりますが、矢崎会長さんは3月末をもって退任されておりますので、本日の議長は、会長職務代理者であります、金委員さんをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

#### （1）長野県人権政策推進基本方針（案）について

（金会長職務代理者）

ただいま進行の方からご紹介がありましたように、職務代理として議事を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

委員各位には、ご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。3月の答申を受けて現在県で策定しています、人権政策推進基本方針案がまとまってきたとのことなので、本日はその内容について事務局から説明をいただき、各委員からご意見を頂戴したいと思います。最終時間は、先ほど言いましたように、3時30分頃をめぐりということです。

それではまず事務局から、長野県人権政策推進基本方針案について説明をお願いいたします。

（事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長）

人権・男女共同参画課長の佐藤でございます。それでは私から、人権政策推進基本方針の案についてご説明をさせていただきます。

はじめに、方針案の説明に先立ちまして、本年3月の答申の概要ですが、資料3により簡単にご説明させていただきます。

（資料3に基づき説明）

それでは基本方針案についてご説明いたしますが、資料1は方針案の概要を1枚にまとめたもの、資料2は方針案の全文でございます。

（資料1、2に基づき説明）

（金会長職務代理者）

ありがとうございました。それでは、各委員からご質問、ご意見を伺いたいと思っております。ただいまの説明について質問があれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（岩井委員）

12ページの前半の、施策の推進の一番最後なんですけれども、「同和問題として固有の課題があると言われているので」と、ここをもう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

(金会長職務代理者)

12ページ冒頭ですね。「同和問題としての固有の課題があると言われているので、その把握方法について」という、この部分についてということですが。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

今までの審議会の中でも、固有の問題があるというようなことは言われておりますが、県として実際に調査したのは平成5年が最後でございまして、その後、実態把握等の調査はしてこなかったわけでありまして。

ですから、あるという形で言い切れるかどうかという部分で考えまして、審議会の中ではあると言われているので、その文面を用いて「あると言われている」というような言い方、言い回しにさせていただいたところでございます。

(金会長職務代理者)

よろしいでしょうか。

(岩井委員)

わかりにくいなと思ったものですから、何かこれ、もう少し明解に書く方法があるのかなと思ったんですが。これはもう実態把握の実施を答申の方では、項目として入れてありますけれども、それとの対比でこの文章が入ってきているということですか。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

先ほど言いましたように、調査は平成5年が最終年度で、いろいろな市町村でも行っているところもありますし、実際に実態把握を行っていない市町村もあるというようなことでございますので、すべてがあるという形で言い切っているものかどうかという部分で、「言われている」という言い方にしたんですが、その点につきましては、ご意見がありましたので、またもう少し踏み込んだ形で検討させていただきます。

(斎藤委員)

よろしいですか。今のご発言には、私、かなり強い違和感を覚えました。というのは、固有の課題があるから同和問題という問題を立てているわけです。それを「固有の課題があると言われている」と、審議会ではそういうふうに言っているけれども、私たちはそれを確認できていないから「と言われている」というふうにしたと今おっしゃったわけですね。それはちょっと受け取れないと思います。

同じことなんですけど、実は10ページ(1)の現状と課題に、ここでも「日常生活の上でいろいろな差別を受けているといわれる」というふうに、ここでも「いわれる」というふうに書いているんですね。平成5年以来、県として調査していないから県としては承知していないと、確認していないと。それだったら、そもそも同和問題を、問題として立てられないのではないですか。問題があるから立てているわけで。それを今になって、県では確認できていないというのは、それはちょっとひど過ぎるのではないですか。

私はこの「いわれる」と、岩井委員さんが指摘された「言われている」の二か所に、非常に違和感を持ってしまして、これについては質問しようと思っていたのですが、今、そういう言われ方をされたので、それはちょっと、何のために審議会に審議をしてきたのか。問題があるから、実際に当事者をお招きしてお話を伺って、それで現に差別があると確認した。ですから、この審議会としてはこれを特筆すべき問題の一つとして取り上げたわけですから、それを受けての基本方針のところ、同和問題について確認できていないと、そんなことを言われたのではちょっと困りますね。

(金会長職務代理者)

10ページ、本文の3行目ですね。「日常生活の上でいろいろ差別を受けているといわれる」、思い起こせば、この審議会での県民調査の中で、結婚差別でしたか、どういう形で出ていましたか・・・ということがあって、それで「今、なお日常生活の上でいろいろな差別が残る」とか、そういう表現の方が適切かなと。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

わかりました。審議会のご意見としてお伺いして、今後、検討させていただきます。

(金会長職務代理者)

それから12ページのところもそうですね。「固有の問題がある」と。

この基本方針は、県の人権・男女共同参画課の方でお作りになられるということで、分析は、県の人権・男女共同参画課が作られるわけですね。この審議会の答申に基づいてということで、答申の中身を反映していただければというふうをお願いしたいと思います。斎藤委員はそれによろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

(斎藤委員)

実は答申について、かなりいろいろ取り入れていただいている、ありがたい基本方針案を作っていたというふうに、基本的には思っています。

ただ、やっぱり答申とずれのあるところがありまして、特に私が問題だなと思ったのは4ページなんですが、4ページのちょうど真ん中辺です。2の長野県の取組の8行目のところですが、「平成14年には、長野県部落解放審議会から、同和対策の今後の施策の基本的な方向を示した答申が出され、同和問題の残された課題などは一般対策として取り組んできました」というふうに書かれているんですね。これ実は10ページ、(1)現状と課題のちょうど、やはり真ん中辺ですが、「国においては、「地対財特法」に基づく特別対策は「概ねその目的を達成できる状態になった」として、平成14年3月をもって終了し、残された課題については、一般対策により対応することとなった」と。それを受けて県でも、それから5行先ですが、「県としても一般対策として対応するとともに」というふうに言っているんです。この2か所で、特別措置法が終了したあと、県としては一般対策として取り組んできたんだというふうに書かれているんですが、この認識は、私たちのこの審議会の認識とは異なると思います。

この審議会の認識では、十分取り組んでこなかったということだったと思います。それは県議会も同じ認識で、県が取り組んでこなかったから、改めて今回人権政策審議会答申で、特に同和問題については力を入れるべきではないかというふうにしたわけですから。このように県部落解放審議会答申が出されて、県は一般対策として取り組んできたんだというふうに書かれてしまうと、これは人権政策審議会答申とは異なる。県として、事実でないことをここに書いているのではないかというふうに思いました。一般対策として、県の部落解放審議会の答申では「一般対策に工夫を加えて」という、そういう表現がされていたわけですから、そういうふうに「答申が出されたけれども、実は県は十分取り組んでこなかったんだ」というふうに書くべきではないかと思いました。

(金会長職務代理者)

一般対策というのは、その地対財特法がなくなって・・・

(斎藤委員)

はい、地対財特法は特別対策なんですね。それが失効して、これからは一般対策で取り組む

というふうになったんですが、実際は県はほとんど取り組まなかったという事実があるわけですね。今回の基本方針では、取り組んできましたというふうになってしまっていますので・・・

(金会長職務代理者)

この問題で全く取り組んでいないと、そう言いたいわけですね。

(斎藤委員)

ほとんど取り組んでこなかったと。

それは人権政策審議会答申にもそういうふうに書いてあります。

(金会長職務代理者)

道路の整備とか、そういったことは特例法がないので、そういうのは一般対策の中で行わざるを得ないと。

(斎藤委員)

そうです。一般対策で取り組むということなんですが、実はほとんど取組まなかった。

(金会長職務代理者)

その中で、教育でいうと、「同和教育」という言葉が「人権教育」という形になってきたりとか、いろいろな、どこに焦点を当てるのかによってもだと思いますが。

(斎藤委員)

申し訳ありません。答申でいいますと、11ページの「長野県部落解放審議会答申」と「長野県・長野県議会の対応」というところで、「上記の答申を行いました、長野県がこの答申を具体化することはほとんどありませんでした」と書いています。

(金会長職務代理者)

答申はそういうふうを書いていて、県としては、場合によっては、それに異論があるということかもしれませんね、基本方針ですから。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

県とすれば、ここの特別措置法が切れたあと2年間の猶予を持たせたり、それから、新たに県民が自主的に進めるプログラムに対する支援を行ってきたり、それから今でも従来どおり隣保館活動に対する、確かに若干補助率等で減額などをした部分はございますが、隣保館等への支援なども行ってきておりますので、そういう意味で、そういうもので一般対策として取り組んだという言い方をさせていただいたわけでございますので、全くということではなくて、ここで言いましても、「ほとんど」という言い方をされているんですが、全然、法律が切れたあと何もしなかったという部分では、逆に県としても、若干、それに対してはちょっと意見はありますが。

そこら辺のところ、答申の方で「ほとんど」というような言い方をされているんですが、斎藤委員から、そういう意見があったということは踏まえまして、これが最終案ではございませんので、また意見等をお聞きする中で、これからパブリックコメント等もいただくものから、そういうものを踏まえて方針を作っていくたいと思っていますので、斎藤委員の意見はわかりました。

( 斎藤委員 )

ただ、これは斎藤個人の、斎藤一人の意見ということではなくて、答申としてそういうふう  
に言っているわけですから、この人権政策審議会で議論をしてきてこの答申がまとめられたわ  
けですから、これは斎藤一人の意見ということではないと思います。県の取組が十分でなかつ  
たから、今度答申の中で、同和問題と外国人の問題に重点を置いたわけですから、それはやは  
りそのように、全くやらなかったというふうには私も申し上げませんが、この表現ですと、要  
するに地対財特法が切れて、その後は一般対策としてやってきたと。何も問題がないみたいに  
書かれているわけですが、それはやっぱり、そのところが十分でなかったから、今度、そう  
いうふうには答申で指摘したわけですから、ぜひそのところは酌んでいただきたいと思います。

( 事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長 )

わかりました。

( 大西委員 )

例えば、これだと余りにもスルリという感じなんですが、多少引っかかる方が、「一般対策と  
して取り組んできましたが、必ずしも十分とは言えない点もありました」とか、何かそんな感  
じで、ちょっと引っかかるようなものを入れていただけるといいのかなという気がしました。

( 金会長職務代理者 )

ただ、私は文脈としては、その地対財特法がなくなって、やるとしたら、よりどころは一般  
対策なんだという、そういう面もあるんですね。ただ、効果のところとしては答申で出したよ  
うに、今、大西委員にまとめていただいたそのとおりですし、最後のところは、人権教育・啓  
発推進指針に基づき教育・啓発に取り組んできましたという、そういう文脈かなというふう  
に思います。

( 関委員 )

一昔前、人権に関する県の取組みは、同和問題を重視している時代がありました。その後、  
同和問題がちょうど特別対策から一般対策に移行する時期に重なりましたが、女性、高齢者、  
障害者、外国人など多岐にわたる人権の問題を取り上げていこうとする中でこの数年間、同和  
問題への取組が足踏みしてきた感があります。

この数年間、同和問題、部落差別で苦しんでいる方々が、その解決に一步でも、二歩でも前  
進したと認識しているかといいますと、進展がみられなかったと感じています。

そこで、例えばアメリカでは、いろいろな人権問題がある中で人種差別問題が第一といわれ  
ていますように、この審議会では、我々は同和問題への適正な取組なくして他の人権問題を云々  
しても始まらないということで、同和問題への取組を最重視し、加えてこれからの問題として  
外国人問題への注意喚起を促した答申にしたつもりです。

ところが今日提出されたこの「人権政策推進基本方針(案)」では、いろいろな人権問題が平  
板に並べられ、同和問題への取組がトーンダウンしているようにみえます。

( 金会長職務代理者 )

全般的な状況のことであり、なかなか厳しいご批判ですね。

( 関委員 )

細かな書き方の問題ではなくて、同和問題を主軸に取り組む姿勢を出し、同時に、新しい問  
題としては外国人の問題がありますというように答申を尊重して基本方針を出して欲しいです

ね。このままでは、そういう姿勢が見えなくなっています。

(金会長職務代理者)

今、関委員さんのご指摘は、少し具体的にこの方針をどうこうというものとは違う次元でのご指摘かと思います。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

先ほど言いましたように、言い回しとか、そういう部分については、また県としても、また先ほどお話したように、ご意見として伺う中で、また考えていきたいというふうには思っております。

(金会長職務代理者)

この基本方針をどう具体化していくかが大事になってくると、例えば11ページの(3)の具体的な施策で、ア・イ・ウというふうに挙げていただいて、特例法がなくても長野県としてこれこれはやっていくという、そういうことをここでは、我々としては出してほしいということだったと思いますので。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

今回のものはあくまでも基本方針ということで、この事業を具体的にこうやりますという形で盛り込むことをせずに、あくまでも基本的な方向性を示して方針としたいということでまとめてあります。

ただ、ここにあります推進協議会のメンバーの中から、それぞれの項目ごとに、どのような事業を行っていくとか、どういうことを考えているとかというのは、それぞれ各関係する各課の方で検討していただいて、それにつきましては、うちの方でもつかんでおります。ただ、それはあくまでも、まだ予算の関係ですとか、組織でいえば人の関係がございますので、そこまですべてをここへ具体的に書くという方向でなくて、あくまでもこういう方向で進めていくと。そのために各関係課はこんなことをしていきますというのは、またこの方針に基づいて、来年度、22年度以降のその施策の展開というようなものは、またこの審議会の方へお示しできるかなというふうには思っております。

あくまでも方向性ということで方針を作らせていただきたいということで考えております。

(金会長職務代理者)

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

(吉澤委員)

11ページの「イ 実効性のある相談体制の構築」のところですが、それを読んで、一番上の「人権問題に関する総合相談体制を整備し、同和問題についても対応します」というこの一文。答申の方で、相談体制を「総合性、専門性、当事者性という観点での新たな相談体制を整備することが、急務として求められています」と。特に力を入れてやっていくという、緊急性ということも、急務ということについて何度も何度も話し合いをしてきましたよね。

答申では2か所に、専門性と、専門性を持った人材の配置など育成というものがたくさん盛り込まれていたのですが、この11ページのこのイの項目には、この部分が、少ないと感じました。

今のお話ですと、具体的なものまでは書けないということでしたけれども、やはり専門性、当事者性というのは、今回の答申の主となる部分であると私は感じておりますので、それを入

れていただかなければと思います。

(金会長職務代理者)

イのどこにそれは・・・

(斎藤委員)

二つ目の丸ですかね。

(吉澤委員)

はい。

(金会長職務代理者)

私は、イの冒頭の「実効性のある」というところで、緊急対応するとか、専門的な知見を持っている人が当たるとか、それが実効性のあるということに込められているのかなと思ったんですが、それでは弱すぎますか。総合相談体制、人権問題に関する、これ人権でいいんですか、ここは同和問題なんですけれども。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

まず1点目に、女性ですとか子どもですとか、それぞれにつきましてはそれぞれの相談窓口があると。ただ、特に人権という問題でなくて、同和問題については、専門的な相談窓口がないのではないかなというような話でございました。

ただ、同和問題ということだけでなく、人権という相談窓口を、9ページに「人権に関する総合相談体制を整備し」ということでございますので、まず一義的には、人権の相談窓口、相談体制を整備しよう。その中で同和問題の相談についても、この体制の中で対応していこうということで、人権施策の方向性の中にまず一つ、相談体制の整備、それから同和問題についても、その総合的な相談体制の中で同和問題を扱っていこうということで、今回、基本方針は作成させていただいてあります。

ただ、専門性とか、そういう問題につきましては、まず、6ページの人権の視点による行政の中で、それぞれ職員については、専門性も含めた形で、人権等を十分理解した形で施策の展開をやれと、そのための研修も行っていくということを言っておりますし、あと、その下にあるように、同和問題の固有性に配慮した形での相談に基づく有用な助言、情報提供ということなものですから、こういう形でまずはやっっていこうと。

はっきりこういう専門的な人をつけるということ言えばいいんですが、いずれにしましても、何も知らない人を窓口に置くようなことはもちろん県としても、そういう形での体制ということは考えていませんので、それなりの体制なり整備を図っていきたいということでございます。

(斎藤委員)

ご説明でよくわかりましたけれども。どこかへ、そのことをちょっと言葉で入れておいていただくと、もっとわかりやすくなるかなと思いました。例えば、今、ご説明がありましたのは、9ページの3の(1)総合相談体制の整備というところで、「人権問題に関する総合相談体制を整備し」と書いてあるんですが、ここへ「当事者を重視した」とか、何かそういうことが入っているとすごくいいかなというふうに思ったんです。

つまり、この審議会ですべて議論してきたのは、実際には、例えば法務省の人権擁護委員だとか、いろいろなところに相談のシステムは作られているんです。ですが、例えば同和問題に関していうと、実はそういうところに皆さん相談に行かないんです。一番行かないところが行



政という、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、行政窓口にはほとんど相談に行かない、あるいは、法務局へもあまり行かないという……。

やっぱり、相談しやすい窓口を作る必要があるという議論があったと思うんです。そういうものをちょっと一言入れておいていただくといいのかなと思ったんですが。

(金会長職務代理者)

どういうふうな仕組みにするかですね。

(斎藤委員)

行政で窓口を作ってしまうと、やっぱり行政にはあまり行かないみたいなのところがありますから、そこは何か工夫が必要かなということですね。

(金会長職務代理者)

相談の中身が、単に聞いてもらうだけでいいのか、もう少し行政に何か要望することがあるのか。何か個別の民事的なものなのか、相談といってもいろいろなレベルがあると思うんです。

(斎藤委員)

それは書いてくださっているんですね。就労だとか、教育だとか、福祉だとか、いろいろな問題があるから、それはそれぞれの専門のところにつなぐとか、そういうことは書いてくださっています。そのための、そもそものもとの一番大事なところは、例えば同和問題だと同和問題固有の問題がありますから、その問題をよくわかっている方、専門的な知識を持っている方が必要だということとになります。合わせて相談に行きやすい方ということになると、それはやっぱり当事者ということになるんじゃないかと思います。

それとの関連で申し上げますと、同和問題以外のところでは、例えば女性の支援、子どもの支援、あるいは外国人の支援というように、それぞれの当事者が挙がっているんですが、同和問題のところだけはそれが出てきていないんです。どうして出てこないんだろうと思いました。ハンセン病の回復者でもそうですし、HIVの感染者でもそうですが、それぞれ当事者がいるわけです。ところが同和問題のところだけは、どういうわけか、当事者が出てきていない。被差別部落の人々、同和地区住民、何というのがよいかわかりませんが。

(金会長職務代理者)

入れていいかどうかなんです、そうでもありませんか。それは難しい、固有性で。

(斎藤委員)

これはやっぱり何か入れておいてほしいなと思います。ほかの問題は全部、女性、子ども、外国人、それぞれ当事者があるわけですね。ところが、どうも同和問題のところでは当事者が、後景に退いてしまっている、あいまいにされているような気がします。

(有吉委員)

いいですか、ごめんなさい、途中で。女性というのは、特定しやすいということでの当事者が出ているということで、別に女性だから女性が相談を受けるとか、私は別に、この同和問題ということで当事者性が抜けているわけではないというふうに思うんですけれども、ちょっと斎藤委員のご趣旨が私の方ではよくわからない。

(斎藤委員)

「被差別部落の人々を支援する」と出してもいいのではないかなと。自立、自己実現と、答

申で言っているわけです。当事者の「自覚」、「自立」、「自己実現」を支援するというふうに答申で言っているのに、この基本方針でそれが全然出てきていないんです。当事者が出てきていない、相談に当たりますということは書いてあるんですけども。

(有吉委員)

ほかは出てきていますよ。

(斎藤委員)

例えば外国人のところを見れば、「外国人に対する生活相談・支援」と、13 ページのウのところにはっきり書いてあります。「外国人に対する」と。

(有吉委員)

つまり、同和問題に特化していない、項目として特化していないということですか。

(斎藤委員)

いえいえ、特化してあるからそれは同和問題で出ているわけですから、同和問題と・・・

(有吉委員)

いえ、この外国人だったら外国人に対するというはっきり、誰が見てもわかりますよね、外国人と。それで同和問題に関しては、その同和問題に対するというのがないという・・・

(斎藤委員)

「同和地区の人々に対する」という・・・

(有吉委員)

対するという、その表現がないというところですね。

(斎藤委員)

ということも含めて、ということなんです。

(有吉委員)

先ほど県の方で、人権相談一般として行うというところのご指摘。特に同和問題という窓口ではなく、人権相談の中でやっていきますよというふうに、先ほど出たところなんです、その部分ということなんです。

(斎藤委員)

いえ、そこはもう全くかまいません。相談に当たっていただければいいわけです。ただ、その相談体制について、私が申し上げたのは9ページなんです、その当事者性を重視した相談体制を作ってほしいということです。と、入れたらわかりやすいんじゃないかということを上げました。

また従来型のお役所で、ここに窓口を作りましたというのでは、実際にはあまりそこに相談に来ないのではないかと。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

すみません、今までも、その人権問題ですとか同和問題につきまして、相談窓口ですとか、所管する部署がわかりづらいという部分がありますので、それについては全体の中で、そうい

う相談窓口などの周知・啓発、それから広報、いろいろな媒体を使って、ここが相談窓口ですよということでやっていくということもまず1点ありますし、実際に相談に来られた方については、やはり当事者のことを考えて相談を受けるといのは当たり前のことですので、そこまでこの中では、当事者性とはという、ただ、同和問題を総合的に相談窓口の中でやっていくということは、もちろん今、委員さん方がおっしゃられるように、当事者性に立った上での相談体制という部分は当たり前のことですので、そういう形で考えていくと。

ですから、文面で改めて、この当事者性とかということまで明記する必要があるかどうかというのは、内部で検討させていただきます。

(金会長職務代理者)

11ページ、その基本方針を5行にすっきりまとめていただいている、それを受けて施策に行くんですけども。おそらく、今、斎藤委員さんと吉澤委員さんが指摘されたのは、いわゆる当事者以外の人たちにどう差別意識をなくすか、これは書かれております。当事者の人が困ったときの相談のことを書かれているという、それもうちょっと、今、境界がいろいろファジーで、この委員会にも来ていただいた方の中にも、自分自身が同和地区の出身であることを知らない、わからないという、そういう人たちもよくあると言われますし、いざ結婚問題にぶち当たったときに初めて、事の深刻さを当事者自身も思い知らされると、これも相談ではあるんですけども。そのさっき答申のところ指摘していただいたように、自覚を涵養するとか、そういう何かエンパワーメントのところが、もうちょっとほしいという、そういう意味ではないかなというふうに。

そうすると、11ページの「差別意識の解消に取り組む」。それから、「県として相談・支援体制を強化するとともに、関係機関との一層の」と、これはその当事者というのをどう出せばいいのかなという、関係機関の中には当事者団体もありましょうから。それから労働、教育と、分野に行って「地域のニーズ」というふうになって、ここに例えば当事者個人、地域のニーズという、ちょっとわい小になりますか、どうですか。

(斎藤委員)

よろしいですか。私、考えたのは、「(3) 具体的施策の方向」というところで、すぐに「ア教育・啓発」、「イ 相談」というふうに行ってしまうんですが、その前に今おっしゃられたことを書いたらいいと思うんです。同和問題の固有性を踏まえた、実態を踏まえた施策を推進すると。特に当事者の自覚、自立、自己実現を支援すると、そういう方向性で施策を進めるんだというようなことが1項目あるといいと思います。その次に教育・啓発が来て、さらに相談が来るとわかりやすい。一番大事なところはそこではないかなと思うわけです。

(金会長職務代理者)

ただ、ちょっと難しいところで、やっぱり昔からある、寝た子を起こすとか、当事者の中にもほっておいてくれという人とか、あるいは、在日の人の場合だと、日本人と結婚して、片方が日本人で片方がというそういう形の中には、何というか、当事者性、民族性ということに対して、かえって反発される方もあるんです。そういう点は、その同和問題についてはあまりないと考えていいんでしょうか。

私たちはそういうふうに、もうあなたはそこで生まれたんだから、たくましく育ちなさいよというふうに言うことを県として入れてしまうという、そういうデメリットということはどうしたらいいのかなと。そこまで踏み込めるのか、私は本当にわからないので、そこは、必要だと思うんですけども。

だから、そういう意味でいうと、教育・啓発というところに収めるのがいいのか。当事者なんだから、差別に負けずたくましく生きるよというふうに、それを・・・

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

その自覚は別にしまして、自己実現ですとか自立というのは、それは同和問題に限ったことではないものですから、県としましては5ページの基本理念の中に、「自己実現、自立、社会参加のできる社会環境を整備します」ということで、これは男女、女性、子ども、障害者関係なく、そういう意味では同和問題ももちろんそうですが、そういう意味で、ここの基本理念の中に、自己実現、自立というものを入れさせていただいてあります。

それで、自覚という部分につきましては、その11ページの教育の上、丸の3つ目のところで「隣保館を拠点とした学習機会の確保」、こういうことを通じて、それぞれ自覚を持っていてももらったらどうだということ、項目としてそういうものを、学習の機会を確保していきましょうということ、自覚を促すというような形で基本方針はまとめたところでございます。

(金会長職務代理者)

わかりました。11ページの、今のはそれでいいと思うんですが。(3)のアの、1つ目と2つ目が、どちらも教育ですか、上は「家庭・地域、企業等、様々な場を通じて教育・啓発を行います」と、「新たな手法による教育等について研究します」と。

ちょっとこの1つ目と2つ目が別であればそれでいいとして、今、当事者への自己実現は、すべての人々に関わってくることというふうに書かれてあるのはそうなんですが、「県民一人ひとりが同和問題を理解しよう」、ここに何か、当事者の自立にかかわるようなちょっと一言があればどうでしょうか。

何か、一つ項目を立てると、さっき私が心配したようなことになりかねないので、同和問題を理解し、何と言えがいいんでしょうか、「当事者の」と言っていいいんですか、何と言えがいいんですか。

(斎藤委員)

「自立、自己実現を促す学習機会とか」ということですね。

(有吉委員)

私もすごく、そこはデリケートな問題だと思うんです。寝た子を起こすなという言い方はどうなのかわからないんですけども、反対に、それが浮かび上がることによっての、それを乗り越えていけばいいのかといえ、そうなのかもしれないんですけども、当事者の問題にしたら、そっとしておいてほしいという方も多分いらっしゃると思うので、そのところの表現というのがデリケートな部分だけに、出すとしたら、どなたが読んでも差し障りのないような表現にしなければいけないので、それを考えると入れるというのがとても、「自己実現」というと、自覚してちゃんとそれを自分で実現していきなさいということになるので、ほっといてという人に対しての余計なおせっかいに、言葉としてなりかねなくなってしまうので、非常に難しいなど。

誰もが違和感なく入る言葉がくればいいですけども、そうでなかったら、ここであまり無理して入れないで、ここはあくまでも基本方針なので、具体的などころに出てきたときに、またきちんと議論した方がいいのではないかなというふうに思います。

(金会長職務代理者)

この当事者のエンパワーメントはちょっと弱いというのは確かなんですね。それをもっと上手に、有吉委員が言われたように、スーッとこう。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

確かにこの項目、今、おっしゃられるように先ほどの、まず被差別部落の人という言い方をすることがいいのか悪いのかから始まって、非常にあります。今日の審議会の意見について、また内部でもう一度考えみて、言っていることと悪いことという言い方はないんですが、言い切れることなのか、言い切れないことなのかという部分がありますので。

ただ、先ほども言いましたように、こういう項目について、では、この学習というのはどんなことをやるんだというのは、先ほどから言っておりますように、隣保館による学習会ですとか、それぞれやっているところについては、そういうものへの支援ですとか、そういうことをやっていくということです。ご意見、頂戴いたしました。

(大西委員)

今の問題というのは非常に複雑で多面的で微妙な問題なんですけれども、それをかえってすっきり書いてしまうといいのではないかと。もし書くとしたらたくさん使って、ああでもないこうでもない、こういう可能性がある、ああいう可能性があるとしないとまずくなってしまうので。あえて、有吉委員さんが言われたように、すっきりしたものを入れられない方がかえっていいのかなというのが僕の意見です。

(金会長職務代理者)

そういう意見もあるようです。私からちょっと単純な質問なんです。11ページのイの相談体制で、方向性としては、先ほどご説明いただいたとおりでよろしいかと思うんですけれども。同和問題に対して相談に行こうとしたときに、人権問題の総合相談所というところではあるかどうか。それで、人権問題に対するものがあって同和問題についても対応しますと、これはこれでいいと思うんですけれども。さっき関委員さんからも言われたような経緯に照らしたときには、あるいは、女性なら女性のところの窓口があってということ考えたときには、例えば同和・人権相談とか、あるいは差別・人権問題相談とか、何かそういうタイトルを出すというのはそぐわないですか。

私は、何でもかんでも行政に相談に行けばいいというか、行政でなければ解決できないとは思わないんですけれども。あるいは、相談体制というのをどういう形で、市町村の窓口なのか、どういうふうにするのかにもよると思うんですけれども。同和問題ということを出した方が、ここなら相談できるのではないかと。前にもちょっとビデオでも見たときに、どこに相談していいかわからなくてとか、それは県でお聞きした方がまた別の行政でないところを紹介されるとかでもいいんですけれども、これは方針に書く、書かないというのは次元の違う話ですね。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

今、考えているのは、人権に関する相談窓口はこういうところなんです。それから、同和問題に関する相談窓口はこういうところですよということで、母体は一つですけれども、同和問題に関するいろいろな相談というものはここでやりますということを、今もそれなりに広報はさせていただいているんですが、なかなかそれが伝わっていないとかというような部分がありますので、今回のこの基本方針の策定に当たって、また改めてここで相談を受けますと。ただ、そこへ来る、来ないはまたちょっと別の話で。

実際問題、相談窓口というのは、隣保館にあり、市町村にあり、法務局にあり、県にありということで、それぞれのところにあるわけですので、また、例えば女性の関係の問題でしたら、女性の相談窓口というのもありますので、それぞれのところへ行っていただくように、うちの方としても、こういう問題はここへ行ってくださいという、人権に関する相談窓口、それから女性に関する問題の相談窓口というのはリーフレットを作ったりして周知はしております。今回も、その相談窓口、人権の相談窓口はここですと、それから、同和問題の相談窓口はここで

すと、たまたまそれがただ一緒だと、同じところだというような形での位置付けでやっていき  
たいなというふうに考えておりますので。

( 関委員 )

今、事務局から説明がありましたように、これは実行計画ではなくて基本方針ですから、申  
し上げていることが一番大事なことだと思います。

このままでは、県民から、特に同和問題の解決を目指して携わっている方々などから審議会  
の答申とこの基本方針(案)を見比べて、これは別物だと受け取られるでしょう。

もともと答申を作るときにも、県の担当事務局の方は、同和問題は特別対策から一般対策に  
なる中で、それなりにきちんと対応してきたという立場に立っていましたが、われわれ委員か  
らみると足踏み状態にあったという認識でした。この認識の差が表れているようにみえます。

実際に、例えば被差別部落の方々には結婚の問題などについて困っていらっしゃる方がいる  
のは事実です。県民全体からすると被差別部落の方は少数の方々ですが、県はそういった方々  
が相談したいと頼りできる存在でないといけないのではないのでしょうか。

ですから、ぜひ私たちの答申に基づいて修正を考えていただきたいと思います。

修正、補正するのは同和問題のところです。

( 金会長職務代理者 )

ここはいかがでしょうか。答申と同和問題のところ。

( 事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長 )

関委員さん、先ほど、はじめに説明したように、答申では6項目、それぞれに渡って同和問  
題について出させていただいてあるんですが。こういう形で教育・啓発ですとか、相談体制の構  
築、それから施策の推進という形で、県とすれば一応、方向性を出しまして、今、おっしゃら  
れたようなことにつきましては、それぞれこの中の個々の対応の中で、これに基づく個別の施  
策の中で対応していきたいなというふうには考えております。そのための予算ですとか、人  
ですとかにつきましてはまた別途、必要なものについては要求していくという形で考えており  
ます。

( 金会長職務代理者 )

いかがでしょうか。この基本方針はこの後どういうふうに・・・

( 事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長 )

今後の予定ですが、明日以降、19日からパブリックコメントを12月18日までの1か月間いた  
だくような予定でございます。県では、この今日の審議会の意見ですとか、パブリックコメン  
トの意見、これを受けて修正案等を検討していきたいというふうに思っております。

その後、部長も言いましたように、22年、来年の2月ですが、21年度中ということなもので  
すから、基本方針を決定して公表していきたいと、日程的にはそんな形で進めていきたいと、  
こういうふうに考えております。

( 吉澤委員 )

10ページなんですけど、これ身分差別という、10ページの一番上の(1)現状と課題の同和問  
題の1行目なんですけれども、「日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により」とあり  
ますが、これは「身分と階級」に変えていただいて、「身分差別」が作られたのではなく「身分  
と階級」と。

( 斎藤委員 )

すみません。今の課長さんのご説明だと、私たちがいただいているこの資料をこのままインターネットに載せて、それでパブリックコメントをいただくということですか。もう修正はしないで、このまま載せてしまうということですか。それが気になったんです。

( 事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長 )

このまま載せると、そうです。

( 吉澤委員 )

このまま載せるのであれば、ここはおかしいです。

( 事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長 )

全く審議会へ提出したものと同じものを提出、パブリックコメントで内容や意見を同じものでいただくという予定でございます。

( 斎藤委員 )

一番最初に申し上げたように、私たちの答申と違うところがありますよね。それも直さないでこのまま載せてしまう、県の方針はこうだということですか。

( 事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長 )

いえ、方針というか、県の案とすればこうだということで。今、いただいたご意見などにつきましては、またご意見としてお伺いして今後の正式な基本方針の作成に当たっては検討させていただくと、考慮させていただくということでございます。

( 関委員 )

私もそれはその方がいいと思いますけれども。ですから、審議会でも検討していただいているけれども、( 県民の ) 皆さんからご意見があれば、並行していただきたいという姿勢でパブリックコメントに出せばよろしいのではないかと思います。

( 有吉委員 )

今回のこの議論まで載るんですね、ホームページには、審議会の内容も。

( 事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長 )

内容も、また・・・

( 有吉委員 )

その中で、では審議会も同じ意見なのかどうなのかというのを見ていただければ。

( 斎藤委員 )

ただ、それが載るのはもう1か月以上あとになってしまいますでしょう、この議事録が載るのは。今のお話だと、明日もうこの基本方針が載ってしまうわけですから、それで1か月ですから。多分、いつもの例でいけば、議事録がまとまるのはそれよりもあとになると思いますから、議事録とこれが一緒に載るといふことにはならないと思いますけれども。

( 事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長 )

今日のテープ起こしに2週間ぐらいかかるそうですので、パブコメの最中には、審議会の経

過というような形で県のホームページに掲載されますが、今日やって明日というわけにはちょっといきません。

(金会長職務代理者)

審議会で出たいろいろな意見をやって作りかえると、またそれに日数も掛かるということですね。

(斎藤委員)

ただ、先ほど大西委員さんが出してくださった意見、修正意見とか、それから、さっき私が申し上げた、その「差別を受けているといわれる」とか、この部分はせめて直した方がいいのではないかと私は思いますけれども。例えば「固有の課題があると言われている」という、これがちょっと、県の認識としておそまつではないかというふうに私は思いますけれども、そのまま載せるということであれば、それは県のされることですから、それを止めることはできませんが。

これはちょっと差別を受けている当事者からすると、何か第三者みたいに、何か差別を受けていると言われているけれども、93年以来確認していないから、本当かどうかわかりませんが、長野県は何十年、同和問題に取り組んできたんですか、固有の課題があるから取り組んできたんでしょう、差別があるから取り組んできたんでしょう。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

差別があるということ、ないということ、ある・ないで規定しているわけではないわけですね。固有の課題という部分、例えば審議会の中でも、生活の実態ですとか、失業者ですとか、そういうものが一般に比べて悪いと。

(斎藤委員)

ちょっと待ってください。同和地区の人だという理由で結婚差別を受けている人はいるんですよ。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

だからそれは固有の課題であって、差別がないということを行っているわけではなくて・・・

(斎藤委員)

固有の課題があるんでしょう、同和問題という。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

ですから、その固有の課題というのが、平成5年度の調査では確かにありました。就学、進学率とか就職率とか、そういうものはあったんですが、それ以降、調査しておりません。環境的なものは十分もう整備されてきたというようなことで、法律も期限が終わったわけございまして、これは差別がないと言っているのではなくて、その答申では、その実態というか、いろいろな問題が現実どうなっているのかということを知るところから始まる、ということだったものですから。

(金会長職務代理者)

これはこれで、いいですか。10ページの3行目というのは、「今なお日常生活の上で」とありまして、例えば選挙権だとかそういうところで、何と言いますか、被差別地域の人に選挙権が



ないとかということはないじゃないですか。日常生活の上でということ、県としてどこまで把握したかということといえば、やっぱり慎重を期す表現というのもあり得ると。ただ、齋藤委員さんが、深刻な差別があるし、この審議会でも確認されたじゃないかといえば、それもそのとおりなんです。文脈としては、日常生活の上でというのは、そういう県の、今、言ったような文脈があるわけで。

もしも、どうしてもこれを県のあれとして、審議会の面子にかかわるということであれば、こここのところだけ、1行、1文にするという・・・

（事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長）

私、ちょっと勘違いしたかもしれませんが、今、おっしゃられているのは10ページの1段目のことを言われているわけですか。私は12ページの、言われているという、こちらの方の・・・両方ですか。

（関委員）

私の方では、私も過去にいろいろこういうことがあって、審議会ではないけれども、私が直接、会長とか副会長とかをやって、そこに当事者の、特にこういうものが何かできて私の意見も言って、だけどパブリックコメントを並行していただくという場合には、やっぱり並行になるので、そこでまた一県民として、こういう場で言ったのと同じことを言うこともありますし、だから漢字が間違っていたとか、そういうのは気がついたところは直せばいいんだけど、中途半端に直さなくて、まずそのまま出して、ことと並行に皆さんの意見を聞いているんですよという姿勢をはっきりさせれば、それはそれで、今までもそうやってきたし、人権の問題でなくて、それがむしろ普通ではないかと思いますが。

ここで、審議会で、これに対する意見を求めて修正して、一応、完成したと、その時点でパブリックコメントをいただくというやり方もあると思いますけれども。今の説明だと、最初の時点からもらうということだから、そうすると並行しますよね、並行だということだと思いますが。途中で修正を、1、2やったものでもらうと中途半端になってしまうと思いますけれども。

例えば齋藤委員の、これも重要な議論だということであれば、また別に県民の一人として出してもいいわけです。

（有吉委員）

私もそう思います。パブリックコメントの中に同じように、けしからんという言葉をもた入れる中でやっていった方が、ここでバババツとやって修正して、みんなが納得しないままに中途半端にやってしまうよりは、またパブリックコメントで挙げてもらうという方法を、私も今まではそういう方法を取ってきました。

（関委員）

しかし、漢字の間違いとか数字の間違いとか、明らかなミスプリがあればそれは直してパブリックコメントに出せばよろしいと思います。

（金会長職務代理者）

審議会の位置付けというのは、県の方針というのは審議会の言うとおりに、必ずしもそれは県の立場として、またそれに対して次期委員会からやっていくとか、必要があれば何か国がやっているような仕分けするのかわからないのか、そんな形で。立場が違っているの、審議会の言うとおりに必ずしもならない部分も、場合によってはあるんでしょうね。それはまた次のところで保障していくという、どうぞ。

(岩井委員)

審議会のあり方というのは、28ページの最後の評価体制というところにもかかわってくる話だと思いますけれども。

答申を出したところからの継続で、この審議会が行われていますよね。そのあと、私たちの果たす役割というのが、よく承知していないんですけれども、この「意見を求めるとともに」とありますが、これ評価体制のところ。意見を求めて、そこから先はどうなんでしょうか。今の話も、多分そこに関わってくる話かなと思うんです。答申はお出ししましたと、そのあと、どういう展開で私たちは何をやればいいのかということをやっと教えていただいて、整理させていただいた方がいいのかなと思いました。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

意見ももちろん、今後の政策の中に反映させていただく場面もあると思います。ただ、いずれにしても政策評価もやりますし、それから、審議会の意見を伺って、それで今後のよりよい施策の展開に結びつけていくということで、審議会のご意見を伺っていくということでございます。

(岩井委員)

例えばこれで基本方針が策定されまして、そのあと施策がいろいろと決まってきたときに、そのときには私たちもいろいろな意見を申し上げることができるような場面がありますか。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

今、考えておりますのは、ここで来年の2月以降、22年度の予算ができた段階で、それではこの基本方針に沿った形でどのような施策が展開されるのかということ、委員の皆様にお示しして、それでご意見をいただくと。それで、また9月ごろにつきましては、21年度の施策の評価が出てきますので、来年の委員さんにそれをお示しして、過去の施策に対して、もっとこうやるべきだとか、では来年以降こうやりましょうということでやっていきます。審議会が出た意見で可能なものは予算の方へも反映できるし、実績として翌年度、また見ていただくというような形で、今後の審議会についてはそういう位置付けの中で考えていくと。審議会としてお願いしていきたいということで考えております。

(岩井委員)

そういう評価はわかりますけれども、その事前の施策に関して、これをもとにして具体的なものはお示しいただくときに何かしら意見を言うこともできますか。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

それは言っていたらいい。

(岩井委員)

こうした方がいいとか・・・予算付けした後で動かせるかどうかはいろいろあるでしょうけれども。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

ですからそのために、一応、ある程度予算が見えてきた段階で、審議会の皆さんの意見をいただくという形です。

( 関委員 )

今回、審議会から県の人権に関する基本方針に関する答申を知事にしました。そしてそれを見ながら、あるいはそれとは別に事務局が基本方針(案)を作るという間接的なやり方に限界を感じてしまいます。

基本方針を受けての年度の実行計画ですと、お金の問題とか予算もありますので、それはできることできないことなどいろいろの要因があると思いますが、これは基本方針ですから、基本方針に対する答申と考え方の差が大きくと、何のために審議会答申をしているのだろうとむなしく感じてしまいます。

( 金会長職務代理者 )

以上のような要望が出されていますので、日程的には明日以降のパブリックコメントや、今日のこういう意見、議論、要望を踏まえた形で練り直していくということですね。

( 事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長 )

今日いただいた意見につきましては、また、ご意見としてお伺いしたり、それからパブリックコメントの中でまたいろいろな意見が出てくると思いますので、検討させていただいて、修正する部分については修正していくということで考えております。

( 金会長職務代理者 )

同和問題を中心にやったんですけれども、後半、H I V感染、中国帰国者等のところはよろしいでしょうか。

( 斎藤委員 )

文字の修正をお願いしたい。9ページの下から7行目、「相談支援の取組の実効性を高めるため、関係機関・団体等の連携」となっていて、「と」が抜けていると思います。「との連携」だろうと思います。

それでいいですと、実はその少し上に、「N P Oなどが」と、これひらがなになっているんですが、上の方では「N P O等」と「等」という漢字になっているんですが。多分、これ漢字で書くのかなと思ったんですが、統一すべきだと思います。

それと、少し内容に関わってしまうんですが、7ページの上から3行目なんですが、「幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校、相互の連携」とあるんですが、ここは大学は入らないんですか。大学も長野県に幾つかあると思うんですが、これは入らないんでしょうか。「幼・保、小・中、高、大」と「大」は入らないんですか。

( 有吉委員 )

それは分けられてしまうんですね。これは県立大学と限定されれば、高校までは県が管轄していますけれども、大学は県立の大学以外は管轄に入らないんです。

( 斎藤委員 )

そういう意味なんですか、これは。県の管轄の学校ということなんですか。

( 有吉委員 )

そういうことではないでしょうか。だから、私、これでもいいのかなと思いますけれども。

( 事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長 )

一応、県の施策ですから、ほかの方までいろいろ言うというわけにはいかないです。斎藤委

員の意見については、検討はさせていただきます。

(有吉委員)

看護大学と限られてしまう。

(金会長職務代理者)

学校教育というと、管轄が。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

大学も県内にはありますし、ただ、ちょっとそこら辺はまた教育委員会の方と話させていただいて。

(金会長職務代理者)

よろしく願います。よろしいでしょうか。

それでは、これでよろしければ、ほぼ時間ということもありますので。特になければ、これで終了とします。

(斎藤委員)

特にないんですが、人権政策審議会答申の同和問題の最後のところで、「同和問題に関しては、前述した理由から、平成21年度(2009年度)よりできることから早急に取り組むことが望まれます」というふうに特別に書きました。今年度実際にどういうことが行われたのか、もし行われたことがあれば、取り組まれたことがあれば、教えていただきたいと思います。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

先ほどから言っております、相談窓口が明確でないというようなことがありましたので、リーフレット等に、その点を明確にしたリーフレットを作成して配布いたしました。それから12月に行う人権の旬間にあわせまして、新聞広告によりまして、その窓口の掲示を行いまして周知を図っていきます。それから、毎年行っております企業人権の関係、それから、(11月)24日に行う人権フェスティバル、これにつきまして、今年度は同和問題に関係する講演会を開催いたしまして、同和問題に対する意識の啓発を図っております。

県の組織でございますので、その予算の範囲で、できる範囲で可能なことを行っていくということで、啓発に力点を置いて、21年度から事業を実施したところでございます。以上です。

(斎藤委員)

ありがとうございました。

(金会長職務代理者)

よろしく願います。それでは委員各位には、円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

以上で本日の会議事項、終わらせていただきます。事務局の方にお返しします。

(2) その他

(進行：人権・男女共同参画課 蔵之内課長補佐)

どうもありがとうございました。委員の皆様には平成19年12月から2年間、当審議会の委員をお務めいただきまして、任期が来月の12月6日で任期が終了ということになるわけござい

ます。

最後に、佐藤課長から御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

部長所用のために、最後まで出席できなかったという点について、委員の皆様方によりしくお伝えしてくれということでございますので、本当にありがとうございました。

平成19年7月に長野県人権政策審議会条例が可決され、19年12月から2年間、計12回にわたって審議会が開催されたところでございます。委員の皆様には、ご多用の中ご出席いただくとともに、ご熱心にご議論をいただきまして答申を作成していただきましたことを心から感謝申し上げます。

本日、説明申し上げました基本方針案は、委員の皆様やパブリックコメントなどのご意見を参考にして修正を行いまして、先ほど申し上げましたとおり、今年度中に策定してまいりたいと思います。今後も引き続き、それぞれのお立場から、県の人権政策につきましてご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

終わりに、委員の皆様方のご健勝と、益々のご活躍を祈念いたしまして、御礼のあいさついたします。誠にありがとうございました。

(金会長職務代理者)

ありがとうございました。

#### 4 閉 会

(進行：人権・男女共同参画課 蔵之内課長補佐)

それでは長時間にわたりまして、ありがとうございました。以上で審議会を閉会といたします。委員の皆様には、本当に2年間、どうもありがとうございました。どうぞ気をつけてお帰りください。どうもありがとうございました。